清華事文

五

特
利10
2262
3

ベ川10
2262
3

契沢蔵書

濱七日野 八公事根源云奥言完修法三月廿
六十二
八日をこなひ今年金剛界ゑれハ明年ハ
胎蔵界年よりはじめ修ゑるほど七日のね修法
とハ弘法大師大唐の内道場ゑ
準ず玄言院と文中ゑ立られて義和元年ちつ
大師即式法を初め給ひ東寺の結願我寺場ゑ
元日より始めて八日まで七日の間玄言院にて修
する故ゑ故七日とハ禁中元日より白馬の節会
まで八日まで多き方ゑ沙汰す八日まで結願
仁明天皇の時大内中務省にて弘法大師式秘法を修
もちて表と奉りて永代の規式と定めんと被
ゑ依て甚解由司の庭と限てもい言修法完と被
五今の玄言院是ゑ八日ゑ用白して上四日の結願ゑ者
て大師請者の袖衣と着裏祖附属の五鈷と持て
王体ゑ近付三部の智水と加持して灌きたまり文群臣
ゑも灌之

師削梨野 名義集に閑梨或阿祇利或阿黎耶唐
言軌範隋言正行糾正第子行故
宿直人 愚明抄に云
一年の相ハ式中 砂 年九位の九行後法ゑ
幾云間と号して武士祭奠を祈てさへりきり
一業の相ゑやうゑ〜ゑこんさうゑ
軒の文緒 砂 五弦のゑ有徴の方へ引られハ
ゆたハあまたくさくさゑ云ひてゑり大臣ゑの
車

車の五絃ハ必人ゑ

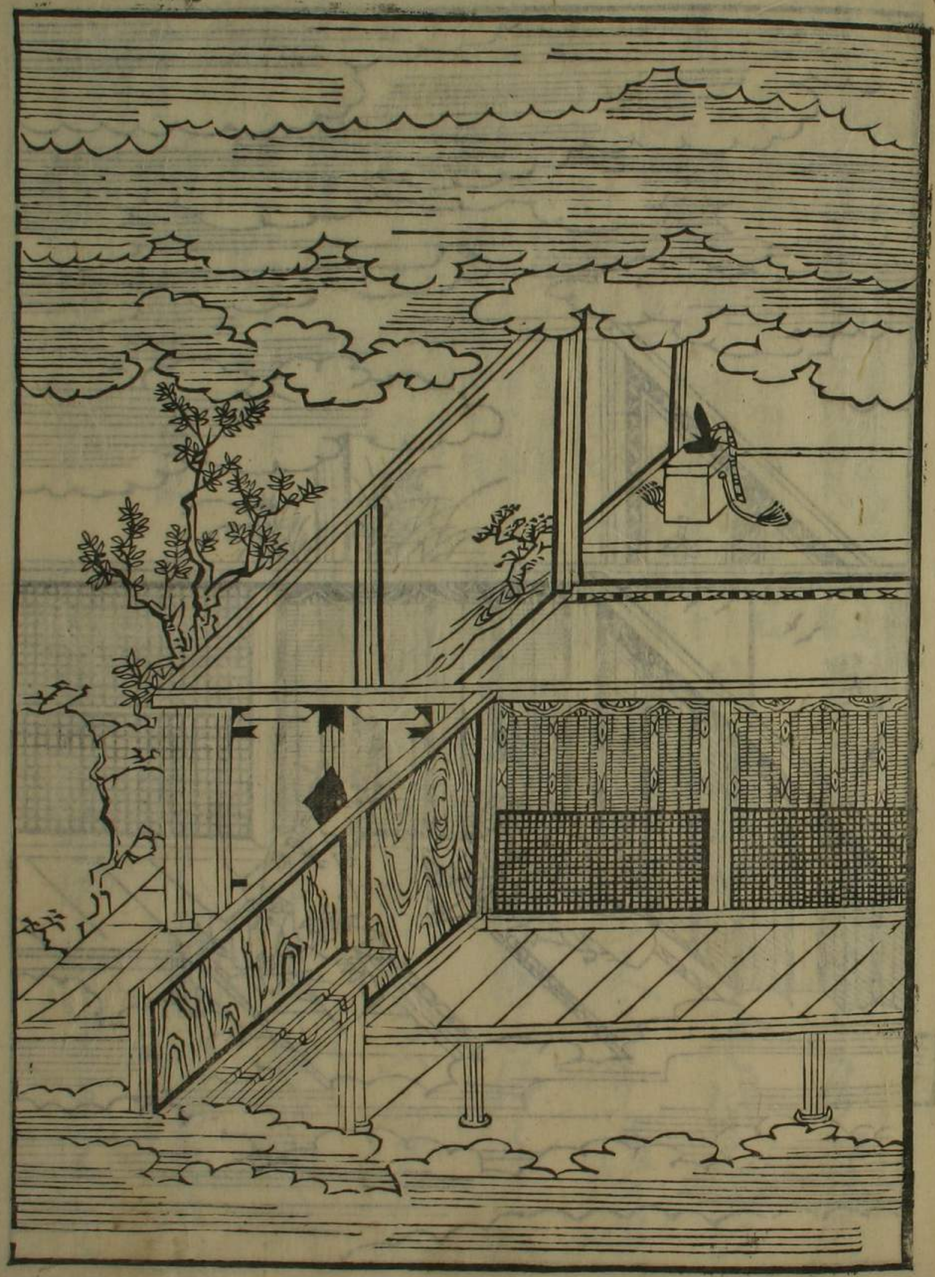

冠編鈔 異本より古代の冠箱をしてもらうさ
あり 野 冠箱くすけるものに第文て濕めりは此の冠ハ昔ちいさるに
梨地蒔絵をして第の内をみきすてくる
もくをつきて 野 冠編のえくをつくべ。年紀
ののみへ冠の制法代くにもこの不同あれ
其中古より唐土の衣冠をうつり故よ宋
瀛り日東曲すもち千年猶效漢衣冠こ作りろ
とそん 石林燕語余見大父家居及章見頃
客率多頂帽而繫勒帛稍未甚服背子帽上載
小兒巾帛作横幅約髮包額子然室中則去
帽見冠巾或用頭巾此古者士皆有冠帽乃冠
之貴制頭巾賤者不冠之服耳勒帛亦有善紳
之意雖施之外不爲簡甚乎本半臂或士服何
取於礼乎或云勒帛不便於揖笏故稍易背子
然須用上襟依下與背背無余大觀間見宰
執按堂吏撮文書猶冠帽用皆子今亦廢矣而

あるく 愚明 助語辭曰文中多假作他念言而答以
已意

ゆ
ゆ
ゆ

背手又引爲長袖蹟半臂製亦不同異戰者上衣武士服而習之俗之久不以爲異古礼之廢大抵類此也

文史類聚續集 通天冠天子冠漢制袞之秦礼无文祀天地明堂平旦高人不識謂之平天冠紫色銷斷 進賢冠古緇布冠儒者之服也前高七寸長八寸後高三寸一梁下大夫一命所服兩梁再命大夫二十石所服三梁三命上大夫公侯所服三礼圖黃冠野夫黃冠草服也郊特牲法冠一曰柱後柱後高五寸以縫爲展筩鐵柱矣執法者服之或謂之獬豸冠獬豸神羊能別曲直楚王掌蘧之故以爲冠興地御史待中金蟬尤貂漢官儀武冠俗謂之大冠環綬无雜以青絲爲緄加双鵾尾以左右爲鵾冠云鵾者男雉也故趙武靈王以表戎士秦施之鳥同上

藤原氏 閑白 鈴 実平公の大織冠三十四代の孫近衛殿の一流

近大政大臣摂政関白 閑白左大臣号深心院 号国屋 **兼経** **基平**

閑白左大臣 号浄妙寺 **家基**

閑白左大臣 左大臣 号本覚寺 **家平** — **経忠** — **経家**

左大臣 号浄妙寺 **経平** — 閑白左大臣 号後国屋 **基嗣** 此未流近衛殿

はるの雪

梅よりも白双とそへてぱえてさ
けてまつすへきすの花書
紅下毛野武陽より作る也た
ちりさつるとも梅よりふつ
つるとも梅ふりはとてや
くれへ猪部に為るとも人

付る枝の事 野 柴垣七尺又は普通の植木

よりは柴でしかくしかくおりてよもも

おひさりをとる付る柴と云 又一説に立枝を多くい

たりん柴と云もの〻紅の内い立枝を多くい

てく雄と左よりあけて付て蝶とさしけて付之

年あけてい蝶と左よりあけて付りかはり蝶と

業蝶する故く付やう口付あり或は柴と雌と

いへ共北い梅秋は柴より付るの業の業と大臣

大饗の時宮と用ゆ又初雪の初雑と人よりはすに

を内の作法く又蝶野より人のもとへつかはすに

三口尺の柴の枝を刀をけをてなとわた

らりて付るく一双と付るやうく〻よりく人今

泰庵則宗又は余大納云隆親云の柴の枝

六七尺雌雄一双と付るく又大臣大饗元服移徙

幼地の丹雌之産所へ柴くふい根ひさの小松よ

付るく義氏松伝説蝶型より人のもと〻雌

と差るよい柴のもく〻蝶落とをしめて

すしも付るく一説よい松よ梅を付るすあり

山梅く義家の初臣以後不付之躰と萩落つ

の枝よ付小梅とい梅柴の枝よ付り雀と

竹の枝よ付るく十月よいふ〻柴よ付ると云り

伊勢物語武久並見河海抄

下毛野武勝 野 續日本紀をよい下野国

下毛野国こまの爰うてい氏と乃くさり

返り乃 野 木作よりすくしきりにきりて

をくをきりそくを返り乃と云く

め分よりう枝の事よりをつくく

ありそら花のもぬて二而付へ一。花のうえいひら羽

のくけよりてくへてきりて半の角のやうにたりむへ一。初

雪のあた枝をうにうけ

そら花 愚明 ほそら花の事 藤集成萬也

て中門よりあるまひてま

廣韻藤雄王岩冊草木蔓生者總名

ひら羽 愚明 有にあり羽

ふるまひて 愚明 い祈ある

大みきり 愚明 御の字と花のもく

雪にあとと 野 初雪に我と沈をつきとそ

えあさくるぬ人と行り那一

あまおかひの毛 愚明 雨の羽の乃にあるこの毛

うをりちく 愚明 ちさくちくす 雪よ沈をつけとあまおかひ

のきをとをてかをてりちらしてこのりまのはるのこの樹
よりせうく緑を生ずる也ハ宵よりけて稀にてあるそく。
稀雪といへ共雪のくもの
うちにかくれぬ程の雪にはまひらに。
愚明 よせうけてそくく雪のとり
ろかをきるよもろく
緑 愚明 金張よりくこれのそもぬろ抑く あまおりひの毛とちくす
集城禄福也一日居官所給
るハ雪ハよいこをとることを
よいこととろ 愚明 稀とだろろすく
るれハ雪のとりろは
ドき愚明 見まて〻武勝り須之
花よりつけをとハ野 見まちハ下実ハよ
なり上よ武勝り花よりつけ
ちとハ雪ちあるゆへ
去よ將して去く

三は

伊勢物語野むかしおとこありけりきさきの
きさいのみやの
とこ長月
きくのはなのうつろひまさりしに
うつりよ梅のつくりえさよ雑をつけてそ
まつりとて ろ形むすりあみて雪花ハ
とをさしもまるあみて有ろ さまをて
えまつりうれいとくこくおろ
うり外ひとつひよ緑外りうり 勧 初よ
下毛野武勝り花よりつけをとつろ
りとをさをを伊勢物語を引て武勝を
却て来ろ梅を作り花の外ろを行
の覚悟不都合者く 愚明 作り花ろ役
にはすしろろあとのり

岩ハ巣平人 巣平ハ実方く

巣平 野 三品弾正尹阿保親王第五男也故号在
五中将 母桓武女伊豆内親王也 年月日任左
近将監 承和十四年正月 蔵人 嘉祥二年正月
七日従五位下 貞観四年正月七日従五位上五
年二月十日左兵衛権佐六年三月八日右近少
将七年三月九日右馬権頭十一年正月七日正
五位下十五年正月七日従四位下元慶元年正
月十五日左近権中将十一月廿二日従四位上
二年正月十一日相模権守三年十月蔵人頭四
年正月十一日美濃権守同九八日卒年五十六

七月ろりに梅の作り枝ハ雑
をつけて表ろ
ハ対もつろをいるとを
伊勢物語よりころ作り
花いろ〻ぬゆや
賀茂の岩ハ巣平ハ巣平実
方ろ人の常よりひまを行れ
て一年余りしを考ろる

天長三年阿保親王上表日無京高岳親王之男文屋の麻呂とよびとめて
女先停王号賜朝臣姓臣之子息未即改姓既鳥
見オ之子宰異西列之名於是詔作平行平宇平
等賜姓在原朝臣業平射鬼閑麗放縱不拘畧
無艶學善作和歌 詳見三代實録

桓武 ┬ 平城 阿保親王 ┬ 行平
　　 ┴ 嵯峨　　　　 ┴ 業平

実方 野 中将まさ一人ゝ禁中にて成殿と
あらそひて殿を打落しうらみ給ふ
放逐とりそなれとそ奥州へつかはさる 殺害
て卒云々 或説西行下向して
ゆかりとそめ給て枯野のとそ紀行とそ
とよめり 京に戴冠第二条院の時実方中将
奥州に御下向して古野の松とゆかれたる人
塩竈明神の神の形とゆかして昔は出羽奥州一国
有りし云ふ 紀に古野の松今は羽に有云
又実方の名紀の紀行の名所の名
名所 下馬せしと人の名をきりすて給
実方も共に死名を徒のそく小理気そ霊化
て崖とありて玉城ふしひまり夜上れ其盤
入て 名とあり

一年まりくしに 愚明 兼好ゝ多りくしとの義

実方 愚明 実方奥州に
死て後法師になり実方のけうりくる
とき 実方のけうりくる
行くの 愚明 あの歌明 あの歌に
とうりをきく作者とそのきてくるまいぞくの野知
ともとうさふらいとやくくしくいひしそいと
くあはれしか。今出川院と房

貞信公 忠平 五条左大臣 従二位上 師尹 号小一条 定時 実方 古中将正四位下 陸奥守長徳 四年十月十三日 於任国卒
吉水和尚 野 法性寺関白忠通公子也 仁寿二年
乙亥四月五日生 法名道快 養和元年十月 改名慈
鎮 山門六十二代座主 居東山吉水 嘉禄元年九月
廿五日 滅年七十 嘉禎三年三月八日 謚慈鎮 吉水
今の九条 鎮 和尚を聖道とそいふ
よこ経歌とそいおやうと云
月をめて 野 をそいおやうする
うやくくしく 愚明 歌 とそ

今 河院 近衛 野 今出河院とは 敏 山院の
盤井相国実氏公の 中文 結子 西園
法名 相松の 嫁 弘安六年八月十三日の
尼 歳 文保二年四月十五日 嗣年六十
近衛 近衛 尼 大炊 侍 無流大納言
伊平 地伊 頼 覚道上人 実伊 僧正
との 対 人 併 性 教 六日 近衛 歳 九 歳 は
ゝ多 永 とい とそよみ 続 古今

人ゝ多りくる時つまり百
首の歌をよそそのの二ッの

こゝろ五代の歴撰ふ[illegible]もあ
まり入給ふ[illegible]作り[illegible]作集にも入給ふ
も立入一生不把の移尾あり法花經十万部
よまれ[illegible]ゆ仕人のもせ申後[illegible]
の附入月に菖蒲軒に衣きゝとお川院中
文とゆに[illegible]て撰大納言とやされき
[illegible]ふめ[illegible]優美ふ海[illegible]
[illegible]
[illegible]

私の法師のみして書て[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

年ごろ 恩明 土大根ゥ翁之

書写し人 鈔 性空平安城人從四位上橘善根子也母源氏空十歲持法華經三十六出家乃往日向國霧嶋結庵而居永延二年化人来告曰楢摩吉号山是鷲嶺之一峯也居此有聚善提必得大根淨空至山結菴西洞常誦法華席紙為衣山鳥野獸来自馴飼寺曰圓教寺空於山中毎年三九月輪注華為國民之福增賀法師在叡武峯永上紙空送之賀歌曰性空者其淨大根者欲寛弘四年三月十三日誦法華經而宗年八十 元亨釈書及

六根淨 野 眼耳鼻舌身意を六根とす

大豆のうゝとたきて 野 世説曰魏文帝曹丕令東阿王曹植七歩作詩不成者當行大法植応声為詩曰煮豆持作羹漉豉以為汁其在釜下然豆在釜中泣何太急帝深有慙色註曾植字子建魏曹操子文帝第也

くゝとゐを [illegible]

秋をい [illegible]

[illegible]

[illegible]

うとかゝぬ 恩明 煮らゝ大豆ゥ之羽之大豆と豆ゥゝとゝゝと同根生相煎何太急

元慈 野 波醍醐の年号

清暑堂 野 拾芥抄中末曰大嘗會五節於此所行

玄上 野 琵琶の名玄上の三字濁てよむと

澤てよむとも系之 松葉抄 玄上牧馬井丸 禁秘鈔曰玄上累代宝物也置中殿御厨子根源樣人不知之 [illegible]

元慈の清暑堂の御遊

[illegible]

知敏渡唐之時所渡琵琶三面其一號紫檀螺甲也
大宋人曰紫檀者大樣不可過六七寸螺甲之条云云
不信云云但此甲非只物紫檀也凡此琵琶云躰云
声不可説未曾有物也為異物人為跡之時有
貴人如何跡のすそとりよ入人夢皆者豆衣
人也異物中越俗以不浄手不可取昔無後自
江此有沙汰有覆并蓋紫唐綾袋一文此琵琶
霊験内裡焼亡之時昔出撥面文消所々有赤
色不知其繪代々有沙汰未決後房白良遍云
此也撥玄上彼撥面文不可違彼唐人打毬形也或云
玄家玄青鉢之水所謂号玄象文玄上宰相献云
延喜帝仍号玄上両説也但妙音院入道付玄上
説欤

牧馬野 撥面に牧馬と絵かくなに付う
古事談曰牧馬與玄上二雙名物也時人不辨勝
劣支有信義仕息時雅三信明仕息時雅三両人不知勝劣
初信義彈玄上信明彈牧馬更元甲乙信明彈玄
上言義彈夜馬其声雲消故時人皆云信明超信義
玄上勝牧馬云云

菊亭のおとゝ野 右大臣兼季公
ちくとさとゝれんとまの野 柱のなかへ
琵琶りそいちうとつふ比巴のちくいりとゝりこ
めつら法師の比巴の柱ハ文ッあり 鈔 此琵琶の
眼目ハ弟子法師ニ伝ふるきぬう

神供愚朗 非人の贈へ
きあつき野 袁彼と歩へ文女の名へ
名とき〳〵野 熊孺登賜侯山人詩
一見清容如素聞有人傳是紫陽君

七十一

つまのようてそるらてゝりと
のやうにをきてらけるところ
いろをやりやうて面新しを
てとも比比の人の面のそこりとそ
今ハる人の中ま。ひよそへらるゝ推もかくあり。
みいるるわるう。人今人のいとともも。同ハ比巴の撥も。我んのう

ちもうこゝろのいつぞやあしうとおぼしていはゝとは思ひい
てねとも。海さくあしうしらのとるるゝ。ゝんだりかく思ふや
。調度部。野 調度のすい上にはくうつ又ゝ漢ゝ倭名集 調度部
ゝも調度部とて上中下あり 佛像具圖書 漢 いやしきもの者。おろるあらう
氏具衣服 婦具 馬具 多に彩まして 法物具
とのせてう 彩まに一切の具を調度といふと
ゝ源氏物語ゝも調度めく物とあり
あ耕に不ゝ事のおりき 野 奢に奇樹怪草と
あつめてゝもむかい無あれたあまりに多きを
きらふゝるゝ
家のうちよりゝ多のおりき 野 家のうちにあ樂の
多きい家の肥うゝうしてめてゝたるうゝ
今あいきゝ物しうい例の兼好ゝこのめる荘子
に多男子則多懼とあるにうてかくいつゝへ
形文 野 有形文粹十三慶滋保胤 賀茂宮廟の形文
大江匡衡 ゝ撫田社の形文又三善道 繞る大般若
の形文 多あるこのせてう
文車 調 ゝ多る海い今樹ゝ中にあり又孝ゝもあり
矢火ゝ多の附ゝ多く引出さん為のゝ荘子云
恵子多方其書五車 晉張華 獨好書籍自死
恵子多方其書五車 晉張華 獨好書籍自死

之日家無餘財惟有文書 漢子机 医 掌 徒 居 載 積
三千乘 柳子厚文集 陸文通集表其為書 慶則充 牣 積
棟宇出則汗牛馬

ちうつゝ 調 塵とうつる
詩七月篇七月在野八月在宇九月在戶十月蟋蟀
入我床下張文潤曰於七月已下皆不道破直言
月令言蟋蟀非深於文章者能為之耶 容齋隨筆
荘子人間世曰澤若焦 希逸曰本是若澤
焦如倒字曰欠若焦此是作文奇處 雲澤也夢
亦澤也雲夢皆為水今有土可耕不曰雲土作乂
而曰雲土夢作乂 女木織績木織不曰玄織織而
曰玄織績此文法也
荘子養生主庖丁為文惠君解牛手之所觸肩
之所倚足所履膝之所踦砉然嚮然奏刀騞然
曰義曰砉然嚮然皆是其用力之妙知之奏刀
兩字皆在中間文法也

あいるゝき 調 無愛 河海 無間 源語類聚
源氏桐壺 あいるゝ目をそゝめつとあり

いひきかせにけりとて。筥よりも出でぬまいやづて
きてきりぬみちくの掛乃ふてみのぴてきことをとかくこそ
ほんのそこたちぬそぐろは神のごくまいへせ。居たれ
ち人へ文よ伝もおこさどに居ふとい仆ふもか
りものくぴつあいりくもりんりんどぴはゆうせていひちり
をいやづてうれることをきこゆ。家をゆとりびいをひ
かくこの鈔頭の字く　きづ。人のいひきに鼻の
うきうちと野浮言とも浮説とし書こそこと
そこのかくおこめ紀て鈔源氏帚木に臭の
おこあきそりうちすあり紀と移んしろ　かとおごめきていふ六人
そうり

そこ乃虚云愚明人のうりしきてみ人は　乃虚云にあいぴふく
うりる人の虚云あり　しくふくうちあかめよ
うりく野そりくこ
おろろしきそくこちり鈔うくんとそうる
へきんりれとおそろしきこ　きぬりしてさりありつま
我ちたあ面目あり鈔見ちり又そらこの字　くのいせて禍乃虚云いおそろ
一代の恥あり　しれとなり。わくあ面目
詮す愚明詮晉書詮論釈具説事理也　あうはいれあり乃虚云ぴ人い
くありぐりて。皆人の毎ぴそろ虚云いぴとりさもちりしぬを
といそんも絵かくてぴきてぬうる泪ごに読人はさへきされていぴで

さぐるべし。とはをかくるもそこどおりをさ世をうつぐ
よあるべしとぬとのまくに。ぬるとんぞうがたみべうば。
下ざまの人ぞ。ぬるうは耳ぬどろくことのこあるべ人のあや
しきをうてば。かくいはど。佛神の奇特。指者の傳記。
さのこ伝せうへきこもあ。とこれい世俗の虛云を念佛
子不語怪力乱神
佛神の奇特指者の傳記 鈔 かくいはと仏神のこ伝ぞうもおこうぬ。
佛神の奇特指者の傳記さのこ信をまて上さおさ
へて仏神の奇特と半ろ尤殊勝へ仏さのこ
こと云んうをけへきこ孟子曰迷信書不知無もあしとをいふをぜんるひまへ。
書とあり 野 佛祀に多く載るおの佛菩薩
仏祀の神変奇特又祀ぬの 不親ちろ
さこの指者化身のこと人よあ〜 さうりの傳大うさい海こと〜くあひ〜らひ
紀とも不思議多くへ皆一くいつうと云う

三ぬ

こ〜とい〜系〜
さのこ愚明字眼こ一偏ょ伝せさうへきこ云にて倫ょ伝せとぞうぐひあ
あ〜ぬとこ
あこうぬ〜く 鈔 嗚呼と半おりきこ云こ
ざきるへうこ

蟻のごくにあつまりて 鈔 文選ょ蟻同とあり 十四
酬章文集史擾功名之會嬉娛一世其與蟻丘亦有 蟻のごくにあつまりて楽あり
辨乎白蟻酬千里血黃粱炊熟百年休功成名
遂人間世欲夢槐安何此旅 唐 啓れ淳于梦
く家ょ古槐樹あり四ょ酔うくまいたま いろふ いろ花南ょよりてるさきあ
け起してゆりてうたり槐安國王よひしうの
化して梦車ょ乘て槐樹のけょ沙りしうの穴よ
入城ぬ〜のこ〜そ額と大槐安國と半り殿よ
て國王ょ海こ〜王ろうんて梦を増うて
技公主と妻あ子さう篇る事かきうりかう
柯郡ょ乱ありゆきくれさんへ〜とて梦
つうけ車るあ〜まこれみうて公主ひ〜ろ
都ょ到ぬて〜ぬとすう事二十年宮ょ
伝よのりて寵愛きこうあ男子女子
二人をうりぬ〜ぬ〜ぬ〜ぬょあひて死ぬ梦
國よりて公主を盤龍岡ょ葬うかうる
あうへ半を指て國ょおこうりのあ
のわさうひあうんと云れい王俄ょ梦を

いもて。ぬよあ〜ぬとこもむ而
何ぞや。生をむさぐり利

久しきとなりて行くすゑ故あらしめ使ひをもとめてやむ時すべ方を
禁と送らしむ既ふあるとおもへ冥うめ
ぬ我ら蓋れ危と帰て又れ日あと西ふくれま
あやしくふいて槐穴となるこまこの穴のうちや
ひろくして城のごとく殿のごとくあるうちやゆ
くれの推うふ蟻あり幾千万さいはとちく
すそ命よこの大蟻あり是国部と名くす
又一の穴と名て南ふさせる故ふのうの蟻又
を殺とちくすを是南柯郡と又一の穴あり
て蛇の槐まつるうちふ仰ら是盤根錯節
禁蓋中のことと感ずてくとけうう
とあさぐ敢用雨戦ふあるくして槐樹ゆる
動命ふかの穴とかまへ蟻ふれのぬくいけるさと
ちすすず家のわさらひあらんとを出是をあん
りけるの陳翰大槐宮紀ふとてら今はは
よ人名世と蟻の禁よたとへら留のきふ
うれ者ちすすをやうみて今くれうよさくま
らと 鈔 荘子曰夫物相反相靡其行盡如馳
而莫之能止不亦悲乎終身役役而不見其成功
苶然疲役而不知其所帰可不哀耶人謂之
不死奚益やあん
是とまつる 愚明 ちまるとこてくとうはく
利はあがれく先途の知ちて

変化の理を 鈔 変化の理とい萬物のうつり
かわる理ふ天地のうふ人のれもとて変化の
理ふのうふ形と不改してかわるを変化の
と云形とそうられてかわるを化と云 聞 荘子
曰已化生又化死生物哀之人類悲之注物之初
生本無而有又化而死則是既有而無同乎一理而
人物之類自以為悲哀甚惑也

とくとうはくうんてもがうりを
ちうんはくをうりて変化の理
とい。へうんてもがうりを
ちうんはくをうりて変化の理
つまくうとうう 愚明 序にはまつうちうまくあと
いうくんちくみも社ちくれ作ら
よくれ皮ふちうとうはく 愚明 よくその翁ふちう
ひてわうんふ紙ちうぬくとと云

十二年

浮まてくとうとぶうんいうちうんを。
まぐうう方なくぐひとう
あうのとうとうくれぐにたうとぐへ。
ゆぐひつちく。人よまぐうれも。河よそのうくにちうひてうる

ぐゝんよあゝびゝんよたゝりまゝ物のあゝゝそひゝて変いゝゝみゝて変い扶そゝ
ゝ宝まゝゝゝとゝゝ。ゝゝゝ部　みゝゝゝよゝゝとゝて始失やむ時ゝ。
滅の石　鈔　法法実相の理ゝ
えんとゝゝゝれ　愚明　世ゝのえんゝ　まゝどひのゝよゝゝゝゝ。辭の中

生活人事　野　止觀第四曰縁務有四一生活二人事
三伎能四学問ゝゝゝ　生活ハ力命を救ふ産業ゝ人事ハ人ゝのゝとゝゝまゝゝゝゝ

まづまそぴひとさづまこるこそぴさづずとやとこうをも。さ
るべきゆへありとも。法師ハ人ゆとくてありるん。
七十七
右平ようそぴへのまてあつうひびきさぴひあくるぴいろかべきなにハ
あるぬへのぴく事円きうてぴへうもうこうきうせこそひゆくてうこと
そぴうけるれるぴこそけうきれうりうる蔵氏仲おどそ世ての人ハと
うさ愚朋種く
いうふきにハ愚朋さて出そむうふハうのくうまと
ええうう愚朋これうてきていきうりぴまひとて
うりこうぬうまうるうるきうまとく
ぴひうりくもある。

今やうの事 野 彩樂府ニ時勢粧と書て
いまやうすがたとよめり

又うけこれ称愚明 上ようけこれをいふ
ようて多くてい又うけこれをいふ
しとあり愚明車古と書

みうけこまてもせよとあり
たゞ今このこの人今ごのある時嘉祥よい
ひつきることこと物の名をごんぼうてい
ひろの
志ゆ見ア合ひこひごてんこ
れぞこうこゑ人のゆゆらどあるこ
入ゆ反愚明こゑ体にすることこ

何ものも入こゑ海こるぞ

[illegible]人いかるるとて 野 漢石慶 [illegible]
[illegible]数を知しる 景帝いくりのたまへ
回紇八 [illegible] 百六疋と云の数
[illegible]ものりていく 聖人の大廟より入て
毎事に向ひ [illegible]

世ふるうきくと 野 仏ふくきんと云ふ [illegible]
口おもく 野 礼記に口容止と云 主人不問客不
先挙といふ [illegible]

[illegible]れば [illegible]
[illegible]
じと思へる [illegible]
[illegible]
[illegible]
人ごとに我 [illegible]

三か

をそれて [illegible] 連歌
[illegible]

夷 野 [illegible]の武士をさと 鈔 [illegible]
武士は [illegible]
法師のこと [illegible]
[illegible]上達部 鈔 公卿 殿上人は四位五位六位あり
武をこのむ人 野 左傳 [illegible]
[illegible]人之子也有寵而好兵又曰刑吁阻兵而安
忍阻兵無衆安忍無親衆叛親離難以滅矣
夫兵猶火也弗戢將自焚也
百しい我て 鈔 太宗問對曰攻守者一而已矣得
者百我百勝故曰知彼知己百戰不殆其知一之謂乎
野 孫子謀攻篇百戰百勝非善之善者也不戰而
屈人之兵善之善者也 山谷詩百戰百勝不如忍
[illegible]
[illegible]
[illegible]

兵つき矢きいまりて 歌 摂髪兒男童主息兵疲矢
竭死無間秋高羌遁南末鳴休説劉家李廣孫
野 司馬遷報任少卿書曰李陵与匈奴單于
連戰十有餘日一郎共攻而囲之轉鬬千里矢盡道
窮救兵不至士卒死傷如積陵未沒時使有素報漢
公卿王侯皆素聞上壽後数日陵敗
敵に降らず 歌 不降 くくさんせぬく 野 囲鎧細目
第二曰刘友益書法曰亡国之君其罪五死之上也
執厲次之以帰次之獲次之降為下
死をやとくくーてくめてくをあくくに
歌 武士と云者い名を後代と云ふへくう後
世よりにらんくとうくい武を好むくくに
とくて家よあくとくくくる名眼賜
人倫よりをく禽獣にちくに 野 孟子離婁上篇
曰穿地以戰殺人盈野弟城以戰殺人盈城此所謂
率土地而食人肉罪不容於死故善戰者服上刑
連諸侯者次之 莊子説劍篇曰庚人之劍蓬頭
突鬢垂冠曼胡之纓短後之衣瞋目而語難
相擊於前上動頸頷下決肝肺此庚人之劍無
異於鬪雞一旦命已絶矣無所用於国事今大王
有天子位而好庚人之劍臣竊為大王薄之
倫をとく禽獣にちくに 歌 鳥獣とくくに振

鳥獣にあくどい好て益
るなる事なり。
屏風 陸子くくの絵も文字もくくなる筆勢にて好ち
ぶんふくくくくも宿の。あくどの乃海くくくあるくくなる
もくる桐変くくくくく

うしぶつのへもうくて。ぬぐうしたうさなり。

八十二

うそものく書紙ぶくぶく物ぞ
ぬぐうびきと人のいひに。

羅の字をうけたるものとあり 倭名唐韻曰 羅曾何反比間云綺羅也 良一云蟬翼羅育の羅のこゑのこゑ羅ろ

額阿 鈔 小野文大納言 云 実好猶之世 敏まて
敏山より於て猶学して其後野に猶て名
を額阿と改て 猶道一学より 猶ハ泰尋と
云又 敏 野 鈔 治二年の比 頃 七十 歳 代の
欽 普光 滝園 基 と同 者 也 血風 神 より 世
の亀 船 と 七 尭 等 流 紀 升 小 路 御 堂 と 号 門 笑 流 あり
と名 小野 大納言 能 寛 全春 仁春 仁尋 仁譽
泰尋

額阿 鈔 乞 額阿 時代 真 御 二年 ゆ十七年
没 醍醐 天皇 の 御代 と 兼好 も 同時 と 同 時代
なれば 額阿 を 崇敬 して 参 ら 放へ

三十六

らてんのちく 野 螺鈿 軸 い 巻 ゆ の 軸 に 鈴 を
ぬ り 入 ら く 世 俗 の 上 云 い ま や の あ ひ や
つ ま る の ち く 螺 鈿 の 紙 よ り ま て ろ り
む ひ ら ん 比 志 ゆ ふ

おもしろし 鈔 かの字 侍 てしむ

弘 鞘 伝 都 野 權少僧都 弘 鞘 文 保 二年十月 於
押小路 亭 隨 ゆ 将 為 仲 入 道 受 法 今 和 平 集 訓
説 云 建 治 比 与 兼 好 房 有 因 縁 故 弘 鞘 古 今 集
仁 和 寺 の 居 所 よ 頼 置 之 貞 和 三 年 伊 賀 国 佛
性 寺 遍 照 院 居 住 時 歳 六十一

おを 愚明 万 物 よ 付 て

いきの ち 野 源氏 よ り ひ の ち と 源 よ 仰 う
ゆ に ゆ ち る ち ち

ア。ものこ ち を さ て ち り 玉 ち ハ 面 白 く ぺ い き の ち ち さ

内裏造りとてもかくもかくもつくりたてまつるべし。

内外の文 歟 内典外典之仏教とは内典とは儒書百家をは外典なり天台止観すら十法のうち三法のうけ毛詩は三百篇のうち六篇はたゝ周礼の六官も冬官は大学も格物の作りけるうの数なり

竹林院 歟 西園寺公衡公竹林院左府と号す 大政大臣 愚明 職原鈔云大政大臣一人相当正従位 唐名大師 相国 大尉 師範一人儀形四海無其人則闕云云故云則闕之官有徳之撰故非其人者常不任之又無職掌之官也大政大臣公事希例也

竹林院入道左大臣為大政大臣

めつらしけれ 愚明 竹林院殿のふめつらしけれとあり

一のくゝ 歟 一上左大臣のくゝ左大臣関白なれは左大臣一上と節会の内弁をつとむるなり

公十二

竹林院入道左大臣為大政大臣。

相国 歟 大政大臣のくゝ

元亨の梅 野 易乾卦上九亢龍有悔 象曰亢龍有悔盈不可久也 又曰亢龍有悔与時偕極九之爻也 亢者過而不知退知存而不知亡知得而不知喪

月みちては 野 易豊卦日中則昃月盈則食天地盈虚与時消息 釈名曰月缺也滿則缺 愚明 ありとゝやいふるはるゝ月満 説文曰滿畢相望如臣之朝君也故字从臣 左傳法月體魚乎往日照而光生半照則為望全照乃成望 或曰月大十六日望月小十五日望

万事さかりのつきるゝやふ

おもしろきみちのりのこと

盛りみては 歟 盛者必衰

法顕 歟 法顕傳一巻あり晉の安帝隆安三年己亥の歳後天竺へ入 野 高僧傳第三梁恵皎所撰 法顕傳曰釈法顕姓龔平陽武陽人也 別附録 愚明 法顕三蔵の天竺へわたりて。

公十三

洞院左大臣 歟 洞院実雄公従一位左大臣山階と号す

洞院左大臣。

相国 歟 大政大臣のくゝ

元亨の梅 野 易乾卦上九亢龍有悔 象曰亢龍有悔盈不可久也 又曰亢龍有悔与時偕極九之爻也 亢者過而不知退知存而不知亡知得而不知喪

月みちては 野 易豊卦日中則昃月盈則食天地盈虚与時消息 釈名曰月缺也滿則缺 愚明 ありとゝやいふるはるゝ月満

説文曰滿畢相望如臣之朝君也故字从臣 左傳法月體魚乎往日照而光生半照則為望全照乃成望 或曰月大十六日望月小十五日望

万事さかりのつきるゝやふ

おもしろきみちのりのこと

盛りみては 歟 盛者必衰

法顕 歟 法顕傳一巻あり晉の安帝隆安三年己亥の歳後天竺へ入 野 高僧傳第三梁恵皎所撰 法顕傳曰釈法顕姓龔平陽武陽人也 別附録 愚明 法顕三蔵の天竺へわたりて。

故稱野 あくまでい支那をさす

漢の食野 支那ハ上唐虞三代より下元明に至て漢
まで数千年の歴代くの号おのきにをして漢
といひ唐といひて支那の異名とすることい漢ハ世
をたりしことに百年にあまり季唐ハ三百年支
那よりも全盛の時をとりて号とするく此名
蛮人崔湧の黒海録にもあり和漢といひ和
唐といふもけ

人の国野 他国をいひ春日明神の化宣に他国より
我国の他人をいひ我人のことを云
法師のやうなものを國 離俗形ることを
かめるなり俗世欲ハ身を俗世塵と離れすを
以てなりとすることの有れども法師
なる類のこと多し 法師に化俗世人を起こして
ゆゆしきことを以て法師ハ法師
あるべしと愚朗 のを助なく

人の扇野 人の扇を見ていうのしひ。
病みみてい漢の食を称ひ
とりしてさびろの
人の夢野 ようこそ人のいひけ
ひそれと人のいひよ弘融僧
侵ゆ惜みそろ三巻りを
ちゃ法師のやうなもあるべしみてあり

人のこころをかすめ　鈔　廉頗ハ愚明後漢ノ馬援ハ死道
遏曲如勾反封侯

「人のこころをかすめ」ねいるあさ
みをあらびぞれどまつり
ら正直の人をごりやうにん已
とりひ孟子性ハ善也とこそ

野　論語子室之邑有忠信

賢をみてこころやむ　野　論語里仁篇見賢思齊焉見不賢而内自省也

賢なる人をみて野　大学人之有技嫉以悪之
人之敬聖而違之猶不通

大なる利をえんがため　鈔　賢を敬人のこころ

偽りかざりて愚明愚なる人を云なり

その利をうけざる偽りて
ゐをゝそんとゝとゝとゝとゝゐるまの
ものまろんよたろつるよりろ愚明愚なる人
ゐをゝ出げんよたづつるまりてこの
嘘をろとゝとゝをりぬば人を。
下愚の性下愚の性うつるべゝとゝ偽り
て小利をも辞とゝゝゝたりら

下愚の性鈔論語陽貨篇上智與下愚不移
偽りて小利を辞とゝゝゝ鈔愚人は偽りても辞
とゝゝゝとゝゝ

在人のまねを鈔在人走不弁人走淮南子曰在者東
走亟者東走東走則同所以東走則異私曰
心別

悪人のまねを鈔揚子法言曰人之性也善悪混
修其善則為善人修其悪則為悪人

驥を学ぶは鈔揚子法言曰脩驥之馬亦驥之
類也脩顔之人亦顔之徒也

野野亜子勝文公上云顔淵曰舜何人也
子何人也有為者亦如是 孟子告子下云曹交
問曰人皆可以為堯舜有諸孟子曰堯舜之道孝
弟而已矣子服堯之服誦堯之言行堯之行是
堯而已矣子服桀之服誦桀之言行桀之行是
桀而已矣

惟維鈔一本に伊嗣と云は非なり惟維中納言平氏西減
院嫡流也元徳二任權中納言建武二任文章博士
暦應五出家七十七歳法名寂儀康永二年四月十
八日卒七十八歳

風月の主にさそう野野の文章のまさめるとい
さうにおりくあるべし鈔とあるは違しうる

野野伊平大納云の法に風雅集うも前
權侍の図伊の恐待云のんをしめるこの賈の
侍も人目をはゞかりてとゝろうらさをとゝまてそまつ

とある人こそ生涯進て後輩
ばらしておほ所の免侍侍

文保 鈔 花園院の御時、文保元年12月11日
山門、園城寺を焼くとあり

寺法師 野 法山多くとのこと山とこそいふ
対比叡山、園城寺、園城寺三井寺、思明 天智天武
地蔵の三尊の生湯れ水よりあらはるるなり
三井寺とこそ

秀句 野 秀句の法あるを云ふもあれど多くは
て俳諧の戯言なり

下劣 鈔 下劣の者
ふすべきこと 鈔 ふつふすべきこ
べきことなり。宗法師 位なる物の。

八十七

下部 酒の酔ひするを下部
酒の酔ひするを下部
酒の酔ひするを下部

ふつ道理の法をこそ。ごうとおもふ
るときは。道理をつくりてもちそれ
やむつひ 鈔 眼 いひ通 親 むの
もるるかるかなり 野 主人の義 芸人 具
おのこに先を変せられよ
よくとのこゝろ 鈔 源氏夕顔の主人
ちきゝとありうくはなくあるこ河海
若にちくくくくくくくくくと
紙をのこゝをなくくくくくゆく
源説 軟 ようくい紙くとあり今こうてい
よくくのひとかつへきく
本懐 思明 京に山城の本懐の里にるいあまと
くちくくそゆく者をおりへて

とまりはへといひて 野 やるまひをくこと云
懐のりとそ。禁法師の

ゑ氏男こちむひて。目くはせしつゝ山中よりおくへきたれ。海をゆく
といひて。おのれをひきゐてゆくこゝろ。人もみなおのれぬき。矢をけが
さしるを。具覚房ゆをもりて。うつゝにすゝ辟さるこの
ゆひぬまけて。色ばりんといひそれ。ものゝ鳴てるぬ氏男具
覚房よあひて。ぱ傍いはれきるものゝ。ものゝき
ゆひくるゆ。ゆゝ。ものゝ仕んとするをぬるをのむ色
うつゝ。鈔方寄ニ聚心と者ノ係経数聚ニ色
ゆゝくゝぬとい相乱ゆゝ。思明常のゆるれと
まひて。鈔柱の字こ邪をまけてとゆひるゝ。色ばひつるゝとゆりて
けの字濁ゆへ。ひゝぎゝまゝゝりおゝつゝさ
山ゝちありと。思明自ゝゝゝ知ゝ

て山だちありとのゝゝりゝれゝ。具覚房おゝりて出あゝゝゝれゝそ
山ゝちゝといひてゝゝまかりつゝゝりまゝりゝるをゝあゝゝとて
ゝおゝりゝて。おゝりゝゝゝるゝゝ血つゝゝて宇治大路のゝゝよ
ゝゝまゝ入ゝゝ。ゝゝゝ

道風 野 河海云木工頭小野道風正四位下参議
挙守孫大宰大貳葉絃男 従四位上木工頭道風
朝臣寛平五年生村上天皇康保三年十月卒七十
一歳 一説曰延喜五年生 云々
和漢朗詠集 野 公任の撰する所上下巻あり 昔小
とつけてらるひろとうの日記人と唐人との詩
文の郷と撰にしりて和漢と号するら詩文と
わうと載故に云り俗わうい公任已後の人
加るら世に伝るい大三条関白教通と
して朗詠を引出物に撰きてうりとうの異名
も如此数あり 説花云宋愚人得燕石蔵之此
為寶 相中記曰陵有石燕過風雨則飛而真燕晴
日無能用愚者之主人齊七月端晩元服發寶華
櫃十重提巾十襲別附録あり
市相傳うけるとにい 野 おもい実ちき書うてそ
あ〜〜ことうけるい浮虚の義なり
曰条大納云 野 公任卿と康保三年生萬壽三年
入道時六十歳其後三年存生秋未考之道風死
去公任卿誕生年と朗詠編集事三年可為
後也可哉

或ハ小野道風のうけ和漢
朗詠集とそ。ちろうろる
を。浪人仕おうける事よい
俗しもれたぞ。条大納云と
らられる物を。道風うんと。
時代やたぐひ結んお得つる
くうといひられいさひへいと

そ。世よありぐ記抜よ。結りを
られとそ。よく秘蔵ーろう

猫まつり 野 和名猫 音苗 古麻 善捕鼠也 金花猫ハ黄
ゐる猫こゞのて婦女をおして頸をゐる也其
雄猫にはゐられゐい雄をゐろして毛を治し
雌猫におゐさまてゐい雌をとゝへて毛を治せと
云り續耳談曰今廣義をと云書にはゝゝ

八十九 奥山よ猫まつりのふをの

ありて人をとらふゐるとて人乃
ひるるよ。山ゐ〜ねどもこれ
らふと猫のゐるて猫さま
たまゐりて人とるといあるゐ

思明 とゐかゝ
のゐ猫これ妻こひさけふ毛の多ゐ毛
これゐ 思明 里をさとく
何ゐ猫 野 をゐたゐゐ

行教寺 野 元亨釈書十四云釈行圓鎮西人寛弘
二年遊帝城頭載寶冠身披華服都下呼為華
上人於賀茂神祠側営行願寺安平手像以圓衣覆
俗呼行願寺為華堂 思明 今の一条の護堂へ

物をといふとのみゐるをゐにゐ
所の約束のをよりゐる。安てひとりゐりん方いふを人
きことにそと思ひゐるゐ。波ゐて和ゐるまて連ゐて。

ゑひとり酒なるよ。小川のそこうして。若よりさしねこ海さあく
まこびをとへふとうりうそ。やうそうれつくまに。こひのかう
ぶくりんとす。肝ものうそ。ゆそうんとそろよ力ものく見さた
ぶ川へこうひのてだをけまく猫まこよやくこさけへいあ
くうわ松ごもとものてだてまうりて乃まいぱまうりうよ乃
まる傍ものこいいうゆそ。河の中よりいこさおこうれい連
松ことをとして鈔炬也
連歌のうけね鈔賭競貪云博奕取財也愚明博財也あのうけをのとりて扇ゆ第
くひくる犬の愚明ゑこいひうう人い中くをゑ
まくひの犬乃めうとたるこた
たゑく愚明放犬と書こ

いりぬ。帝のこゆうてたをくひくるさ海まそ。ふく歌よへまうり。
くひくる犬のくこきれどうまをまりて。とひつきたうまうまうう
犬狗云法下愚明出家の若名に犬狗云うこう卒
付を君名こ
やをこう教野安良教と半歌
りのをまりて愚明一ゆをまりてこ
紬くきありをて鈔をづりめる紙を
をまりて。常にゆきをあひよ。波時出て海りきくるを法下いつ
くへゆきつるうと同うべやをこう家のうまりてはといふ。
やをこう家へ男う法師うとみとうれく紬うれありをてりくゆん
歌をいれいいとこくへやきゆうとうれうをうんこざりうん

赤舌日 鈔 赤口日也 野 通書大全曰赤口日忌倉客
諍事賣買 又云赤舌喧爭 くるこころに
ものくひとあらそひ口と舌と同じ義 赤口の
くるやう 赤口小吉七正月八三月九日十五日 廿三日
廿七日●連喜空亡 五十八 二月八三日 八日 十四日 廿日
廿五日●正七留連大安六十二ク 一月八一日 七日 十三日
十九日 廿五日

陰陽遊 野 職原陰陽寮掌天文曆数事昔者
一家兼兩道而賀茂保憲以曆道傳其子光
栄以天文道傳第子安倍晴明自此已後兩
道相分

赤舌日とは。陰陽道に
さるものとて昔の人をも
いまだ此何者のいひ出せく。
いとたのもしきやうなる日あること。
未とをぼえぬ。いかなる百日
なりとも。はいりしをひつ。全くし
とりとをくひとつ也。吉日をえらびくるるまぎの
ものとをくひとつ。そもいかに。

三ウ

無常変易 鈔 さうひとい境界之代 仏法を
ものくるあらそひの秋又時日の吉凶をき
事ハ沈類ノ説ノ事ノ秋ノ
野 涅盤經諸行無常是生滅法生滅々已寂滅為
樂 天台四門有門空門非有非空門亦有亦空門
物ノ幻化ノ 野 圓覚經幻身滅故幻滅亦滅
幻滅々故非幻不滅
仏ノ事ノ云ノ事ノ仏ノ 野 釈氏成住壞空の法ノ
吉日は悪とるすゝ必因ノ
野 たとへいくるゝ者の
卦の凶ノ
事文類聚前集十二沈類時日無吉凶辨云古者国家
有事乎戎兆必先擇時日以定其期是用備物於
有司習儀於礼寺俾繁其慮而戒其誠非所以定吉
凶決勝負也後之惑者不詳推考時日妄生穿鑿無
風不革拘忌益深至使兄庶三家將欲越溝隍而
一蔡葦必待擇日而後為之擇一衡宇雖一椽甍必
審方位而後為之且吉凶與人事繫時日夫四隣之
衢輪蹄未嘗息也五部之市貨賄未嘗絶也万
家之邑介冑未嘗斷也七雄之世戰伐未嘗已也
其凶也必由於人其吉也必由於人故古人必其吉凶人
吉其凶三於人之所為而已矣然則惑者不知其人也
有一不吉則罪於時日矣且以不謀之將不練之士有能
当時勝者乎不辨之主不實之仕有能以時日滅者乎是皆不能
乎以鉄為金以石為玉有能以時日滅者乎是皆不能

ものとをぼえぬ。はいりしをひつ。全くし
とりとをくひとつ也。吉日をえらびくるるまぎの
ものとをくひとつ。そもいかに。
ものくるあらそひの秋又時日の吉凶をき
事ハ沈類ノ説ノ事ノ秋ノ
野 涅盤經諸行無常是生滅法生滅々已寂滅為
樂 天台四門有門空門非有非空門亦有亦空門
物ノ幻化ノ 野 圓覚經幻身滅故幻滅亦滅
幻滅々故非幻不滅
仏ノ事ノ云ノ事ノ仏ノ 野 釈氏成住壞空の法ノ
吉日は悪とるすゝ必因ノ
野 たとへいくるゝ者の
卦の凶ノ
事文類聚前集十二沈類時日無吉凶辨云古者国家
有事乎戎兆必先擇時日以定其期是用備物於
有司習儀於礼寺俾繁其慮而戒其誠非所以定吉
凶決勝負也後之惑者不詳推考時日妄生穿鑿無
風不革拘忌益深至使兄庶三家將欲越溝隍而
一蔡葦必待擇日而後為之擇一衡宇雖一椽甍必
審方位而後為之且吉凶與人事繫時日夫四隣之
衢輪蹄未嘗息也五部之市貨賄未嘗絶也万
家之邑介冑未嘗斷也七雄之世戰伐未嘗已也
其凶也必由於人其吉也必由於人故古人必其吉凶人
吉其凶三於人之所為而已矣然則惑者不知其人也
有一不吉則罪於時日矣且以不謀之將不練之士有能
当時勝者乎不辨之主不實之仕有能以時日滅者乎是皆不能
乎以鉄為金以石為玉有能以時日滅者乎是皆不能

ものとをぼえぬ。はいりしをひつ。全くし
とりとをくひとつ也。吉日をえらびくるるまぎの
ものとをくひとつ。そもいかに。

也則時日於人何有乎夫王者之兵以德勝霸者之兵
以義勝其次以智其次以勇故古之名將未嘗不以此
而戰勝也未嘗不以此而立功者也 刻附縁あり

弓いる 野 中庸子曰射有似乎君子失諸正鵠反求
諸其身○孟子盡心上大匠不為拙工改廢繩墨羿
不為拙射變其彀率君子引而不發躍如也中
道而立能者從之
荀子君子篇列御寇為伯昏無人射引之盈貫措
杯水其肘上發之適矢復沓方矢復寓當是時猶
象人也 口義云引之盈貫開弓而至滿也前平
直而肘平可以致一盃水於其上言定也發射也適
去也沓重也又也矢方去而矢又在絃上者絃去而
方未矣又寓於弦上矣此言一箭接一箭如此其神
速也象人不偶人也

九十二 波人弓いること術なしゝよ。

人よりて四ようす。

三四

矢 愚明 三筋一手之
ちをさう 愚明 ちけやりさゆるれい油断のんあり

ゆるに必吉とさいふ。吉凶い

矢 愚明 ちをさう

ゆるに必吉とさいふ。吉凶い

人よりて四ようす。

波人弓いること術なしゝよ。

矢をたゞとゝて的よ

むかふ神の武勇なんの人ぶこ

乃矢をもつるあるまゝ後の

矢をたゞとゝてぶめの矢り。

ゆるに必吉とさいふ。吉凶い

人よりて四ようす。

波人弓いること術なしゝよ。

矢をたゞとゝて的よ

むかふ神の武勇なんの人ぶこ

乃矢をもつるあるまゝ後の

矢をたゞとゝてぶめの矢り。

矢 愚明 三筋一手之
ちをさう 愚明 ちけやりさゆるれい油断のんあり

矢 愚明 ちをさう

牛をうりかへる人あり。史記貨殖傳。烏氏倮畜牧及死。分財産。畜至千万。羌人。以牛羊。千万。
往。倮。與。之。通。久。益。畜。至。千。万。
牛馬。千匹。牛。千。匹。
牛馬の市
を。駄。倍。とらん。

九十三

牛を賣るものあり。買人の日
牛をうりかへる人あり。牛をとらんとのぶ。家のまに牛死
の甚。
の甚うる。

愚朋 側の義之を牛をうりかへるものあり。
死のちりをとをとりくらること。愚朋 蕪鼠の義。ぬ
みをうりかへるものあり。
うるこれ死あるものひとりとは。

らんとする人あり。牛を換ありやと
得る人あり。牛をとりてかへるものいとく。牛の主旅
換ありといへども。まことに大吉利あり。牛の死の

三の

ちりをとをとりくらること。牛をうりかへる人あり。人みな
うるこれ。牛の死。ちりをとりくらること。牛の死。一日の
命。万金をうりもとめ。牛のあひ。鵝毛をもとめ
一万金をもつて。牛を失りん人。換ありといへども
とりの。牛人。牛。その理。牛の主にうるこれとりの。
みいそくされ人。死をみくまいぶ。牛を毛人。牛。命の

一日の命。鈔 大智度論曰。設。世界。宝。無。有。直。身。
鵝毛。もとめ。鈔 韻府云。千里鵝毛。且同千里寄鵝毛。
○杜。鵝毛。千里の贈。所重。以其人名。聞。司馬迂報
任少卿書。人固有一死。或重。於大山。或輕。於鵝毛。
死をみくまん。野 孟子告子篇。生亦我所欲。死亦我所欲。
我所恶。

ゐりくぶのたのひをまもあ。はけを忘れぐあやうく他
の物をむさぼるに惑ふつとめ。いろる者生をあ
まずして死まのぞこそて死をおそれまいはとりある人の
らひ人皆生をたのまざるハ死を恐まざるやあらむ死
いろろう 鈔 労してと
ひ財 思明 生のるく
ひ知ろう 鈔 牛の生換ありとい大きなる利
あるなく
生死の相はあつろひ 野 釈氏ハ不生不滅を涅槃
と一生死即涅槃と云根末の聖意の八識田中
下両字一刀生死亦断涅槃亦断といひ荘子
死生大事なれば変化することあるべからずといひ老子
の死而不亡者壽といふる是皆生死の相ろ
あつろうさろ知をさく
実の理をあらろう 鈔 さて生死の相はあつろ
らもといさく論の理をあつろうをみをを
すといひ。実の理をあらら

三十八

たのまもと死をも恐れを哀楽ハはあつく
さるいまを実の理をあらるくを機のあるハ
ひ知ろうあつろひ 野 玄義第一心名不生
亦復不滅心即実相
人いはゆくあさける 鈔 弥の字上の句に人皆あさ
ろうてこと有に依て深と云ろひ此あさるくハ
ろ人と指ひ他河者して知るく 野 老子 九十四
の下土ハ名を出て為をといるなく
一寄盤井相國 鈔 相國ハ實氏公ハ西園寺流公經
公の息ハ名ハ定家卿弟子
勅書 思明 天子の勅旨の御書ハ
北面 野 上北面下北面ハ上北面ハ花天ハ
下北面ハ又位六位諸代の侍をさ高倉院御
宇因幡堂の願を再興寺と号し宸翰を
賜る時勅使車に乗ふるる内庫へ
そして勅願を納ふるる 彼るの後起
ふあり勅也ふるくるハ車馬ふるくさ
きあく

一寄盤井相國出仕して給る
勅書を持る小面あひ
なりて馬より下ろる
相國後ハ小面をめぐ。
勅書を持ろ。下馬を
名ふつまり近ぐをとゆさ

れそれぞれの面をそなへまうり。勅宣をうけたまはりて。指て。
又色まるべ　愛べ　ゆるさそ。

九十五

第のうりうに紙をつくるこ。いづくにつけ結べきそこ。あ
る方徽の人ゆゑ結ういう。紬よつけ書紙よりたくること。
あ沒されいつきも結ず。文の第いおかくい右よつく。文
文第いまき結ものやうに一方に分くるこ昔の
う紙一紙く左右のくるんを引とそ一てて
一方ゆ結むすぶ結ふくを分るこいつへ
めるくこ　鈔　説と不同　稀薇　地菘　天名精　地名集日
鶴虱　以上今の世俗ちとをつへ　地名集日
菜耳と訓　天名精と訓す　稀薇　本草注
蛇咬説　薤葉頗同　蒼耳　とあり　今俗
めるくこと　地菘本草曰地菘即天名精其實

九十六

のとくど作くまき

三ク

也主蟲蛇螫毒毒接傳之ニ云　又本草蒼耳の条下
治主蛇毒射工等傷嫩葉一握研取汁和温酒而
灌之將滓敷傷處　私云稀薇を世俗よめる
もくこ　又通て　地菘　鶴虱ハ一物　地菘の
とめるくこ　草と云
但鶴虱ハ實　蒼耳も蛇咬　地菘の
と　稀薇　地菘　天名精
況ゆ書の説に相合　註いのこ
今俗ちうやとるく　仁義好ゆ時代ゆい地菘を
めるくこ

九十七

分にちくこ　鈔　山谷寒雅詩　風聞湯瀉尚血食云云
小人ゆ財あり君子に仁義あり　野　老子曰大道廢有
仁義　莊子駢拇篇意仁義其非人情乎彼仁人
何其多憂也仁義又奚連ん枝膠漆纏素而遊乎
道德之間哉使天下愚也招仁義以撫天下也然
必伯夷之是而盜跖之非乎天下盡殉也彼跖與伯夷
義也則俗謂之君子其所殉貨財也則俗謂之小人
其殉一也夫適人之適而不自適其適雖盜跖與伯夷
是同乎滑稽者也余惑乎道德是以上不敢為仁義
之操而下不敢為淫僻之行也　同馬蹄篇毀道
德以為仁義聖人之過也　同胠篋篇攘棄仁義
天下之德始去同矣
僧ゆ法あり　氏曰僧ゆ吉祥天女法をとそ
いつく　維摩經云云猶可捨而況非法　止觀云觀

そこにきれる人ゆ者を
りて付ぬ　ゆ別いゆ
ゆんりまそくをくへ

九十八

ゆよつをよてそこ物をつい
やそこゆ拙教をとくあ
ゆ風あり　ゆ嵐あり
國ゆ城あり　小人ゆ財ある君
子に仁義あり　僧ゆ法あり

法雖歪義心同邪　惠能云心迷法華轉心悟轉法華　傳教大師目錄讃法華經怒死法華心

九十八

たゝとゝ紀屋のいひきき名るこゝ紀。出ずて。云芳洛とうやらづけうる弟子を見ず。

一ぢやをまゞせざやあゝ海

んよあのてぞんし事とゝ。

一と四ゝ事いかゝやゝいかせねへよ紀あり

糅次糅　跡　三條大閤の伝記さくや精進魚類の事

子ニまんさいぬうみうゝ糅ハつゝく糅糅とも秦太一後者をぶん者ハ糅法糅。一も

ともまりつまくくの一なに榛糅と米ろかあり

玉篇并亜音六書音義手鏡名あの字書ニ榛糅の

ゐ字なり沙石集ニ秦太かめと米ろハ音と假

米ぐる秋日法の書と無住と糅人の伝ちくを沙

ゐ集日大原傳心の往生要集の談義をちかふを

ほ拙房と素ゐ房と軸ゐして春ゐ房のいれ

ろ事ゐハ秦太糅一つも狐ゐとくむゝ事米

と法拙房へいれらりあり大原傳心を感不

涙して隨喜ありゝと云りあり紀をゐこんよ

ゐりて米あゐゝろ秋

一遊世者ハ。ときにとろきあやゝ

をたゝひてをろ。宮上の

やゝてあるあり。

一上膊ハ下膊よりり智者ハ

上膊ハ下膊　智者愚者になり　跡　荀子曰乳子聖賢聖知守之以愚功被天下守之以義男力撫世守之以供富者有四海之必誦此所謂挹而損之道也　野　膊ハ出家する者髮をそり樓戒して九旬の間動行するを膊と云傍膊戒膊

上膊之傍の位ハ戒膊のあるよりして次外するを膊次と又職原ニ掾膊

とあるも位階の名ゝ紀れハ上膊下膊ハ上位下位

といゝんゝ　野　史記老子曰君子盛德容貌如愚　通鑑云論語曾子云以能問於不能以多問於寡有若無實若虛化而不校昔者吾友嘗從事於斯矣唐太宗問此義於給事中孔穎達其義以對且云非徒匹夫如是帝王內稽神明外準玄默若位居尊極炫耀聰明以才奏人飾非拒諫則下精不通取亡之道也

一遊世者ハ。ときにとろきあやゝ

をたゝひてをろ。宮上の

やゝてあるあり。

一上膊ハ下膊よりり智者ハ

愚者ハ。よりり。俗人ハ貪よりり。

能ある人ハ云能よりあるべきを。

一仏道を修ふとハふハ部ある

ゐ。いとあるゐ方よりりてく。

仏たを修ふ部　禪家に放下者ト云ふハ。

をるげをるをゝ

ばかりとありし 野 孟子萬章下孟蘭子有友五人焉樂正裘牧仲其三人則予忘之矣

たのもをんようけぬを第一の名とせ。　けみも

あり〜事とおり〜也

九十九 堀川の相国 鈔 基具公也久我の一門

ゑ差野おこれる家

大理 鈔 検非違使の別あり此唐名 野 職原曰検非違使庵和天皇御宇天長年中初置之異朝尤重人選也職掌唐虞代皐陶為士此大理周礼立官之日太司寇即此任也後代置大理寺本朝又以刑部省為紀判之官天長年中進唐朝置使廳蓋是大理寺也但別當以下為官下職為衛府之人補之云云別當一人唐名大参議已上充擇其人也補此職之人必帯衛門兵衛督世俗説補大理之人可備七德所謂諸侯器量才幹有識近習容儀富有云云廳務 鈔 廳ハ検非違使の政をきく所ゑ廳の字をまんとゝろと読り

堀川相国ハ男のたのもきゝ人にて。ぞくるゝ。ぞくゝ先を。

大理よりて。廳務おこなひ。

三十九

しとてぞくゝ作りあるゝ。ぶきの作れるゝ。

此唐櫃ハ上古ゝ代りて。ぞくゝ先を。数百年を経へ

厨屋の唐櫃 野 所状文書をとゝを什〜入をく

ものゝ名ハ韓櫃と也

めてゝくゝ作り 鈔 うつゝく結構ゝ作らんとめゝ

作くれる 鈔 相国の被作く

古幣 鈔 ゝくやゝれゝ

久我相国 鈔 雅実公ゝ

土器 鈔 かゝけとハよまんとゝきとよむ節食器の内代盛ゝ土ゝて作る馬上盃ゝ作

史記晋世家曰重耳過衛去過五鹿飢而後野人食野人盛土器中進之重耳怒趙衰曰土者有土也君其拜受之

久我相国ハ馬上ゝて水を

めゝるゝ。重耳司土器代

ゆうろ 鈔 也足素然云殺上の定器をさく昔は四
位五位六位殺上の日取つめ[illegible]殺上人と云朝夕臺盤に著て食せ[illegible]
子は鋺の字をゆうろこそうさんせ日本紀に[illegible]
玉鋺をたまのまりこまのり一書には玉盌玉瓶
とあれい[illegible]も鋺はつるくと
わんつる 和名集 金椀日本靈異記云其器皆
鋺 俗云賀奈萬利今案鋺字見出未詳古語謂椀
為磨利且用金椀二字也椀陪盌字 ゆうを
まろこいそ又わつるー今堂上[illegible]
た近年用られさる故[illegible]
住大臣の食事 鈔 [illegible]
西[illegible]を捧て行[illegible]西礼の[illegible] 愚明 大臣
内[illegible]人[illegible]
内辨 鈔 [illegible]日の一の[illegible]
宣令 鈔 [illegible]の大内記書て[illegible]
堂上 鈔 紫宸殿へのぼる
失礼 鈔 [illegible]
六位の外礼 鈔 少内記と云五人あり 愚明 内と
康綱 鈔 出原康綱正六位上權大外記歴徳治以来
五代従五位下日向守源重尚男徳年中改姓中原

[illegible]
[illegible]
[illegible]

類多ク偽造樊蓮請学為圓子日我不契者圓

皮又ウ〜愚昧 ゑぬう何ゝ

衛士 鈔 傍門無傍の被官史をゝくゝのく

ゝゝず 愚明 上ゝゝるす

軾 鈔 名目抄ハ脇突と云ふ小半畳のゝとつゝ

和名ハ軾ハ車前くゝて車のとゝきゝゝなり

然ハひゝゝつきゝとハ不同

外記 愚明 外のゝをつゝゝとゝるものく

史ゝゝてゝひゝゝゝ 鈔 ゝゝ公事にゝくゝゝれる

ものゝ考ゝる功者の傍士ゝ

みゝゝゝ守傍士の蹙史の夜ゝゝくゝゝ

ひゝゝゝきゝゝゝ

よもつせろ山麓蔦麦麻山癸のとの史記の滑稽
伝漢書の孫方朔ノ郭舍人と覆鼎上ノ書ノ
又叱々朔来の類を外唐ノ則天の時徐敬明突
厥小可汗ノ霊州城小可汗ノ歌よりつて
麦酒深米と墨とをもつてやくの良方の精粗をしき
りて問ひとりて問ふにもあり
宋陳亜自為亞字鉄旨若敖石呂便亞且要無
心為悪中間全没壮腸外面仕生技角又荆公作詩謎
云雌人伴醉家人技露出胷前白雪膚走入綉幃尋不見
往他風雨蒲江湖ノ賈島李白羅隠潘閬四詩人各也
元祐間士大夫妖事者取逆官姓名為謎謎如長亞唐客
見虹蜺行盡天涯遇帝畿天子手中執王筒秀才不識月者
麻衣謂韓縛為京王珪曽布也又取古人而傳以今事如
人人皆戴子瞞帽君實新来轉官門状送還王介甫潞
公身上不曽寒謂仲長統司馬迂謝安石温彦博也又
趣聲因質于荆公戯謎云昼時圓写時方冬日短夏時長
温吉甫解云東海有一魚無頭亦無尾更除脊梁骨便是
這目謎此支類説事文類事茅小又えつり
荒くる常の人目ありき愚明 ふつ山里はさうさひ
さひ さびさうちの人目りすもりあると
思へと
ちくかるるあるころうて 鈔 ものいとすと

せてまろを。唐絶子と
とりてぞ。ひあられれ。
扱らて近出よりら
笑くる富の人めるれり。
女のたぐることあるれて。
つまくてこもりぬるを。
沈人とひ給んとそ。夕
月和のはつうあさ猶よ。

ある人をひ給んとて 鈔 はある人は何人
うやけんのうちさとけ給よ始終のさまを文
兼好ノ自詠すうみや
大のとくくく 愚明 歌り
さよりてとりむる大の一ふも
人給くうりきくうりてき
都良香詩ニ宇家ニ天吹放軍群ニ引憤保
案内せさ物 愚明 麦のてみんい下女ら出て
いつさうりそと問そんでうれてきくよ後て
さくえ奥へ参りてそうそうとやさんもの
返すとりて言ます参りそれすてそ
麦りまくせくれいよ我出て案内伝へ
こうも我をれ給ありてあ内させて出入給へさて
いかそけ 愚明 下女うあくへてあすをいてて
こあ中よそやを処のみ物を宗のうと

呼びて給おりうにだ乃
とくくさづむまいト
を女の出くぶづくうづ
といよやうて案内せさせ
給へ入給へぶづそけうるる長。
いうでうそうんといくんる
しあくくき板敷にたぞて
うら給つるをよてきづあた
たくあ 愚明 たくうとたくとをを

けそひ 愚明 形勢と半くらべきく
ヨクやう 愚明 ヨクルと云義なり 爰の人の下女より
おく〳〵ゝるよりて今爰の下女いぐさされ
いでヨクルと女のたつとりとりた縛すとつるひ
うてのやうるうるものを出てこうさへ〳〵せう
きいといとぜてこと〳〵
而せけうる 鈔 爰の言葉々きそい一夜二ゝと
是作のたうけの事の而せきますて

ゝ
ゝ
ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

たゝあこ 愚明 ゆうこんの義こ
ひまころくこもれこ 鈔 ゆうこんこもれころんこ
すきこりくこもあろくこるこを云こ
桂の木れ大きこるこ 野 今こそこ所こ通り所よ
・よこそ叫のこをこれ出て 樹 の木のかこく
まこて見こをこるこころ所こ菅原の方に
こんくすむやこの物をゆくくこを
うろくまこてこりくこりんこりや

[illegible]

ゆくこるくみやこ所へこ和こりく
らねここここ[illegible]こ[illegible]こ[illegible]こ[illegible]
ゆどいひて立出に 捐 も 庵 をめづらしく 霧 日こりころ卯
月だこられあけがのえんよれこ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]